

(証券コード 2721)

平成28年11月30日

株 主 各 位

東京都港区西新橋二丁目18番2号
株式会社ジェイホールディングス
代表取締役 吉井 史彦

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催致しますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成28年12月14日（水曜日）午後6時まで議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年12月15日（木曜日）午前10時
場 所 航空会館
2. 東京都港区新橋一丁目18番1号
2階 204会議室
3. 会議の目的事項

決議事項

第1号議案 取締役3名選任の件

第2号議案 第三者割当による第2回募集新株予約権発行の件

以 上

~~~~~  
◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎ 株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://jholdings.co.jp/>) に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

第1号議案 取締役3名選任の件

経営体制強化のために増員し、あらたに取締役3名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)                     | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                 | 所有する当社の株式数 |
|-------|------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | ※<br>うえの しんじ<br>上野 真司<br>(昭和57年8月2日生)    | 平成10年11月 東都建物株式会社入社<br>平成16年4月 株式会社オムド総合地所<br>平成17年1月 同社取締役就任<br>株式会社ビスクトレーディング 取締役<br>平成18年4月 株式会社ハープラインエンターテインメント執行役員<br>平成20年4月 オスカーキャピタル株式会社<br>平成27年4月 取締役副社長 | 一株         |
| 2     | ※<br>なかの あきお<br>中野 章男<br>(昭和35年2月11日生)   | 昭和58年4月 日興証券株式会社(現SMB C日興証券株式会社)入社<br>平成21年11月 金十証券株式会社経理部長<br>平成24年4月 東和フードサービス株式会社<br>平成25年4月 株式会社テノ. コーポレーション<br>平成28年10月 取締役<br>当社顧問就任(現任)                     | 一株         |
| 3     | ※<br>なかやま こういち<br>中山 宏一<br>(昭和53年5月12日生) | 平成23年7月 株式会社グリムス入社<br>平成25年12月 夢の街創造委員会株式会社入社<br>平成28年6月 当社入社管理本部長(現任)                                                                                             | 一株         |

(注) 1. ※は新任候補者であります。

2. 各候補者と当社との間の特別の利害関係について

取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

## 第2号議案 第三者割当による第2回新株予約権発行の件

本議案は、資本充実を図るため、下記の第三者割当による新株予約権の発行について、ご承認をお願いするものであります（以下、当該発行に係る新株予約権を「本新株予約権」といいます）。特に本新株予約権が全て行使された場合、25%以上の大規模な希薄化が生じるため、東京証券取引所有価証券上場規程第432条に基づき、本株主総会にて、株主の皆様ご意思確認を行うものであります。

記

### 1. 新株予約権の名称

株式会社ジェイホールディングス第2回新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）

### 2. 本新株予約権の総数

8,960個

上記総数は、割当予定数であり、引き受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

### 3. 本新株予約権の払込金額（発行価額）

本新株予約権1個当たりの払込金額は、4,400円とする。

### 4. 申込期日

平成28年12月16日

### 5. 割当日及び払込期日

平成28年12月16日

### 6. 募集の方法

第三者割当により、以下のとおり本新株予約権を割り当てる。

森上 和樹 3,600個（その目的となる株式360,000株）

上野 真司 3,000個（その目的となる株式300,000株）

株式会社リアルエステート 2,000個（その目的となる株式200,000株）

株式会社クロスウォーク 360個（その目的となる株式 36,000株）

### 7. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社の普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、100株とする。

ただし、当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（又は併合）の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「合併等」という。）を行う場合、当社が時価を下回る価額で株式を発行又は自己株式の処分を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他目的となる株式の数を調整することが適切な場合は、当社は合理的な範囲内で目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

8. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の本新株予約権 1 個当たりの価額は、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの金額（以下、「行使価額」という。）に、上記 7 に定める付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、427円とする。

ただし、当社が、当社普通株式の分割又は併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、当社が合併等を行う場合、当社が時価を下回る価額で株式を発行又は自己株式の処分を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他本新株予約権の行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で行使価額の調整を行うことができるものとする。

9. 本新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、平成28年12月16日から平成30年12月15日までとする。

10. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とする。計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

11. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

12. 新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、割当日から本新株予約権が満了するまでの間に、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が5営業日連続し257円を下回った場

合、本新株予約権を行使することはできないものとする。②各本新株予約権の一部行使はできない。

13. 当社が新株予約権を取得することができる事由

① 当社が消滅会社となる合併についての合併契約、当社が分割会社となる吸収分割についての吸収分割契約もしくは新設分割についての新設分割計画、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約又は当社が完全子会社となる株式移転計画が、当社株主総会で承認されたとき（株主総会による承認が不要な場合は、当社取締役会決議がなされたとき）は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。

② 本新株予約権者が、その保有する本新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。

③ 当社が会社法第171条第1項に基づき全部取得条項付種類株式の全部を取得することが当社株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、無償で取得することができる。

14. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社成立の日をいう。以下同じ。）において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記7に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記8に準じて決定する。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上記9に定める行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記9に定める行使期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使の条件

上記12に準じて決定する。

⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項については、上記10に準じて決定する。

⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

⑨ 新株予約権の取得条項

上記13に準じて決定する。

⑩ 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

本「組織再編行為の際の新株予約権の取扱い」に準じて決定する。

⑪ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

⑫ 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

15. 交付する株式数に端数が生じた場合の取扱い

本新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

16. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。

## 【提案の理由】

上記第2号議案の提案理由等は以下のとおりであります。

1. 大規模な第三者割当の必要性

(1) 大規模な第三割当増資を行うこととした理由

当社グループは、平成28年12月期第2四半期までは、住宅の販売、施工に関するフランチャイズ業務及び太陽光発電装置の販売設置業務を行う「住宅事業」、フットサル施設の運営を行う「スポーツ事業」、不動産取引に関する仲介

や販売受託・コンサルティング業務を行う「不動産事業」、ウェブマーケティング、ウェブ制作、システム・ソリューション業務を行う「ウェブ事業」の4つの事業を展開しております。

当社グループは、平成27年12月期において、営業利益が18百万円、経常利益が12百万円となったものの、当期純損益が△35百万円、営業キャッシュ・フローが△58百万円とマイナス計上となったことから、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しているものと認識しております。

また、平成28年12月期第3四半期連結累計期間においても、営業利益3百万円、純利益8百万円を計上し、業績は改善しているものの、経常損益が△2百万円とマイナス計上となったため、業績回復の状況を慎重に見極める必要があることから、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が引き続き存在しているものと認識しております。

当社グループは、こうした状況を解消するための施策の一つとして、平成28年6月27日付「子会社株式の譲渡（子会社の異動）、債権譲渡及び特別損益の発生並びに資金使途の変更に関するお知らせ」に記載のとおり、住宅事業を展開する連結子会社である株式会社イザットハウスの全株式を譲渡し、住宅事業から撤退致しました。

一方で当社は、平成27年9月25日付にて第1回新株予約権（発行個数4,320個、発行価格1個当たり5,000円、行使価額1株当たり619円、調達予定金額289,008,000円、全量行使想定希薄化率23.98%）を発行し、同新株予約権発行による調達額22百万円、同新株予約権の一部行使による調達額22百万円の合計44百万円を調達しました。発行諸費用8百万円を除く36百万円のうち、11百万円を管理部門における人員補強に、5百万円をウェブ関連事業（人員補強2百万円、事業資金3百万円）に、20百万円を不動産関連の事業資金に充当しました。

当社における内部統制不備の解消を目的として、管理部門の人員補強を行い、内部管理体制、適時開示体制の改善を図ることができました。具体的には、管理部門人員補強費用の当初予定額37百万円に対して、11百万円を充当し、新株予約権の行使が進まないことによる調達不足分については、平成27年12月4日付「(変更)「資金の借入に関するお知らせ」の一部変更について」にて公表致しました当社株主である北日本地産株式会社（代表取締役 氣田 信夫 岩手県盛岡市月が丘一丁目5番2号）からの長期借入金の一部及び営業キャッシュ・フローにより充当しております。

当該補強により、当社が平成28年7月15日付「内部管理体制及び適時開示体制の不備にかかる再発防止策の進捗状況に関するお知らせ」及び平成28年10月24日付「内部管理体制及び適時開示体制の不備にかかる再発防止策の進捗状況に関するお知らせ（2）」にて公表致しましたとおり、内部管理体制及び適時開



示体制の強化を図っており、その結果、当社会計監査人からは、現時点において財務報告に係る内部統制の開示すべき重大な不備は特段発見されていない旨の見解を得ており、内部統制の不備については解消される見込みであります。

また、ウェブ関連事業におきましては、第1回新株予約権発行開示に記載のとおり平成27年9月7日付にて、ウェブ関連事業を行う当社子会社のフクロウとエーネットとの間で業務提携基本契約を締結し、その後、平成27年12月28日付にて、エーネットとの間で「開発業務委託契約」を締結しております。第1回新株予約権発行開示においては、ウェブ関連事業の人員補強費用として37百万円、ウェブ関連事業の事業資金として29百万円の合計66百万円の充当を見込んでいたものの、新株予約権の行使が進まず想定した資金が調達できなかったことから、実際は、人員補強費用2百万円、事業資金3百万円の合計5百万円を調達資金より充当し、不足分については、同事業による営業キャッシュ・フローにより充当しております。

その結果、同事業については、事業規模を当初想定より縮小し、上記業務提携業務に特化することにより、当第3四半期連結累計期間におけるウェブ事業にかかるセグメント業績として売上高108百万円（前年同期比65.3%増）、営業利益70百万円（前年同期比14.8倍）を計上しております。

上記のとおり、当社管理部門、ウェブ関連事業に関しては、第1回新株予約権の発行、行使に伴う調達資金を有効に活用することにより、一定の成果を上げることができたと考えております。

一方で、当社がウェブ事業とともに戦略的事业として位置付ける不動産事業に関しては、第1回新株予約権開示及び平成28年6月27日付「子会社株式の譲渡（子会社の異動）、債権譲渡および特別損益の発生並びに資金使途の変更に關するお知らせ」にて記載のとおり、不動産事業に関しては、当初充当予定金額として、不動産関連事業の人員補強費用として23百万円、事業資金として35百万円の合計58百万円を予定し、その後の資金使途の変更に伴い、人員補強費用に23百万円、事業資金に74百万円の合計97百万円の充当を予定していたにも関わらず、実際は人員補強費用には資金充当が行えず、事業資金として20百万円の充当を行ったに留まっております。

その結果、不動産事業を行う当社子会社のシナジー・コンサルティングでは、当第3四半期連結累計期間の不動産事業にかかるセグメント業績として、290百万円（前年同期比5.2倍）の売上、4百万円（前年同期比89.9%減）の営業利益を計上しておりますが、上記記載のとおり、資金不足を原因として人員の補強が行えなかったこと、また事業資金が枯渇していたことから、代表取締役である植野哲（平成28年2月入社、その後、平成28年3月30日付にて代表取締役に就任、以下、「植野」といいます。）1名のみでの体制にて手元資金の不要な仲介業務を中心に不動産業務を行ったものの、当第1四半期において1件の仲介案



件による6百万円の売上、当第2四半期において1件の仲介案件及び1件のコンサルティング案件の成約による5百万円の売上計上を実現したに留まりました。

そこで、当第3四半期においては、1件の売買案件の取得及び販売を行い278百万円の売上を計上したものの、販売力が脆弱であることから、物件取得時に想定した販売価格での販売が実現できず、四半期ベースの営業損益では2百万円の赤字を計上するに至り、抜本的な事業構造の見直しが必要であると判断しております。

なお、当第3四半期累計期間における上記記載のウェブ事業、及び不動産事業以外のセグメント業績につきましては、住宅事業による売上高168百万円（前年同期比79.3%減）、営業利益1百万円（前年同期比72.3%減）、スポーツ事業による売上高80百万円（前年同期比8.9%減）、営業利益20百万円（同6.0倍）であり、その結果、連結売上高646百万円（前年同期比36.3%減）、連結営業利益3百万円（前年同期は8百万円の赤字）を計上しております。

以上の状況を踏まえ、当社グループの状況を改善するためには、不動産事業の事業構造の現状（1名体制で、また事業資金も少ないことから小規模かつ収益性の低い案件を少数しか取り扱えない状況）を根本的に改革する必要があるとの認識の下、当社代表取締役吉井及びシナジー・コンサルティングの植野にて、不動産事業の運営手法について模索するとともに、同事業の関係先に対して、業務面での協業等について協議を行ってまいりました。

その結果、吉井とかねてより親交があり、不動産事業において実績を有する上野真司氏（以下、「上野氏」といいます。）より、当社取締役に就任し経営に参加するとともに、本新株予約権を取得する意向の表明を得られたことから、上野氏を業務推進者として、人員を補強し、仕入体制及び販売体制を強化することとしました。

上記仕入体制及び販売体制の強化を行うための事業資金を確保することにより事業規模の拡大を図ることを主眼とする資金調達为本第三者割当の主な目的であり、不動産事業に充当する資金については、ウェブ事業、不動産事業以外の事業が縮小傾向であることから、前回に増して、不動産事業における収益確保の必要性が高まっていることから、「手取金の使途」に記載の通り、金額を増額しております。

また、当社の株価下落を原因として第1回新株予約権の行使が進捗しておらず、今般残存する第1回新株予約権の割当先との間で本新株予約権の引受を条件に第1回新株予約権の取得について合意したことから、当該取得費用への充当については、本第三者割当における第1優先順位の目的としております。

加えて、本新株予約権の行使による資金調達が順調に推移した場合には、当社の財務体質の改善のために長期借入金の返済原資とすることを本第三者割当

の目的と致しております。

なお、資金調達方法のうち、都市銀行等の金融機関からの融資による資金調達は、現時点の当社グループの財務状況では融資の実現が困難であると判断されること、公募増資や株主割当増資等の広く出資者を募る方法については、現時点の当社の業績、財務状況、株式の流動性等を勘案すると、主幹事証券会社を選定し実施することは現実的でない判断されること、第三者割当による転換社債の発行、新株式の発行についても検討したものの、現時点までに転換社債及び新株式の引受けを行う投資家を発見できなかったことから、他の手法による資金調達については断念せざるを得ませんでした。

一方で、当社グループの現状を考えると、不動産事業における早期の事業拡大及び収益性向上のためには、人員確保及び事業資金の確保を要すると判断しております。

シナジー・コンサルティングでは、今後「割当予定先の選定理由」に記載のとおり、本第三者割当の割当先である上野氏を不動産業務の推進者として招聘し、不動産売買事業に注力することを企図しております。具体的な事業形態としては、上野氏が有する弁護士、税理士等のネットワークを通じて販売用不動産（物件価格は30百万円～300百万円、平均100百万円）の仕入れを行い、売買契約締結後、決済期日までの間に上野氏が有する高額所得者等の顧客層、または今後シナジー・コンサルティングにてセミナー活動等を通じて開拓を行う見込み顧客に対して、当該不動産を販売することを予定しております。本事業スキームにおいては、販売用不動産取得に伴う決済代金を調達する必要はないものの、人員の確保及び不動産売買契約締結時に手付金として売買代金の約10%の資金が必要となります。

当社としては、既存株主に対する希薄化による影響を考慮しても、当社が現時点で実行可能な資金調達的手段として、第三者割当による本新株予約権発行による資金調達を行い、当該調達資金をもって上記不動産事業における必要資金に充当することが最も合理的な手段であるとの結論に至りました。

また、本新株予約権の行使期間内に、その全部又は一部につき行使が行われない場合には、本新株予約権の行使による調達額及び差引手取概算額は減少することから、資金調達の確実性という観点より、新株式発行による資金調達の実施も検討し、割当予定先との協議を行いました。各割当予定先からは、新株式ではなく、当社の事業の進捗及び当社株式の株価状況に応じて行使判断を可能とする新株予約権による引受けを希望する意向の表明があったことから、本新株予約権発行による資金調達を選択致しました。

なお、本新株予約権の発行に際し、割当予定先が引受けやすいと当社が推測した発行価格帯の4,000円～5,000円を想定し、各割当予定先との協議に基づき割当日以降、東京証券取引所における当社の株価が5営業日連続して、行使価

額に60%を乗じた額である257円を下回った場合、本新株予約権の権利行使を不能とするロックアウト条項を付しております。

(2) 大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容及び過程

本新株予約権の発行後、その権利行使によって増加する全ての株式の数量は896,000株（議決権数 8,960個）であり、本第三者割当前の当社の発行済株式1,837,500株（議決権数 18,374個）に対して48.76%の割合（議決権数に対する割合48.76%）で希薄化が生じることとなります。

本第三者割当により25%以上の希薄化が生じることから、当社取締役会におきまして、本件について慎重な討議を行いました。

その結果、当社グループの現状を改善するためには新たな資金調達を行うことが不可欠であること、資金調達に関して本新株予約権発行以外の代替手段が合理的に見出せないこと、また、本新株予約権の発行及び行使による調達資金の使途として、本新株予約権引受けの条件として提示された第1回新株予約権の取得を行うことで、本件ファイナンスを実現するとともに、不動産事業拡大による企業価値の向上を図り、また、長期借入金の返済により当社財務基盤の強化を図ることは、既存株主の利益に資するものであることから、本第三者割当による新株予約権の発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であるとの判断に至り、当社取締役会において本新株予約権の発行を決議致しました。

なお、本新株予約権の行使により発行される株式につき、割当予定先である森上氏の保有方針は純投資であり、長期保有の方針ではなく、株価の状況や市場での株式取引状況を鑑みながら市場にて売却していく方針とのことですが、当社株式の過去2年間（平成26年11月1日から平成28年10月31日）の1日当りの平均出来高は24,543株であり、直近6カ月間（平成28年5月1日から平成28年10月31日）の同出来高においても4,300株となっており、一定の流動性を有しております。一方、割当予定先である森上氏の本新株予約権が全て行使された場合の発行株式数360,000株を行使期間である2年間で行使売却とした場合の1日当たりの数量は750株となり、上記過去2年間の1日当りの出来高の3.06%となるため、株価に与える影響は限定的かつ消化可能なものと考えております。

また、本取締役会において、当社監査役の全員が当社の財務状況、株価の状況、本第三者割当による希薄化の影響、調達資金の額及び資金使途等について慎重に協議した結果、本第三者割当による発行数量及び株式の希薄化の規模について、合理的であり適正であるとの判断を行った旨の意見書の提出を行っております。

但し、本件の重要性及び第三者割当に係る企業行動規範上の遵守事項（株式

会社東京証券取引所有価証券上場規程第432条)に鑑み、本第三者割当による新株予約権の発行については、株主の意思確認として平成28年12月15日開催の本臨時株主総会において承認を得ることを条件とすることと致しました。

## 2. 株券等の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

## 3. 発行条件及び発行の合理性に関する事項

### (1) 発行価額の算定根拠

当社は、本新株予約権の諸条件を考慮した本新株予約権の公正価値の評価を東京フィナンシャルに依頼しました。東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社(代表取締役 能勢 元 東京都千代田区永田町一丁目11番28号、以下、「東京フィナンシャル」といいます。)は、価額算定に使用する価額算定モデルの決定にあたって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価額算定モデルとの比較及び検討を実施した上で、ストックオプション等に関する会計基準の運用指針でも参照されているモンテカルロ・シミュレーションによる算定方法を採用し、基準となる当社株価427円(平成28年11月18日の終値)、権利行使価額427円、ボラティリティ62.91%(平成26年10月～平成28年10月の月次株価を利用し年率換算して算出)、リスクフリーレート0.151%(平成30年12月20日償還の国債レート)、配当率0%、当社のクレジット・コスト52.88%に加えて、権利行使期間2年、本新株予約権の行使に伴う株式の希薄化、当社普通株式の流動性等を勘案し、公正価値評価を実施し、本新株予約権1個を4,360円とする算定評価を行ったことから、当社は割当予定先との協議を経て、本新株予約権の1個当たりの払込金額を4,400円と致しました。

以下に、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の前提となる各条件について記載致します。

- ① 割当予定先の権利行使については、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の結果、行使期間最終日(平成30年12月15日)に株価が行使価額以上である場合には、残存する本新株予約権の全てを行使するものと仮定しております。行使期間中においては、最小二乗法を組み合わせたモンテカルロ・シミュレーションに基づき行使タイミングを計算しております。具体的には、新株予約権を行使した場合の行使価値と、継続して保有した場合の継続価値を比較し、継続価値よりも行使価値が高いと判断された時に割当予定先が新株予約権を行使することを仮定しております。
- ② 本新株予約権の発行に際し、割当予定先が引受けやすいと当社が推測した発行価格帯の4,000円～5,000円を想定し、各割当予定先との協議に基づき割

当日以降、東京証券取引所における当社の株価が5営業日連続して、行使価額に60%を乗じた額である257円を下回った場合、本新株予約権の権利行使を不能とするロックアウト条項（以下、「本ロックアウト条項」といいます。）を付しております。本ロックアウト条項があることは、割当予定先にとっては、株価下落に伴い本新株予約権の権利が消滅することからデメリットとなり、本新株予約権の価値を大きく減価する要因となります。本ロックアウト条項がなければ、本新株予約権の発行価格は10,798円と算定されておりますが、本ロックアウト条項を付すことにより4,360円となります。

- ③ 株式の流動性については、新株予約権の行使により取得した株式を1営業日当たり340株（平成26年1月19日から平成28年11月18日までの日次売買高の中央値である3,400株の10%）ずつ売却できるものとしております。当該前提については、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」における100%ルール（自己株式の買い付けに伴う相場操縦等により市場の公正性・健全性が損なわれないよう、取引高について売買高の100%を上限とする規制）を参照し、当社株価への影響を考慮し、取引上限値である100%のうち平均してその10%程度の自己株式の市場取引を想定し、その水準の取引高は市場価格への影響が軽微であること、また、新株予約権の評価を行う一般的な算定機関において通常使用している数値であることから日次売買高の10%という数値を採用したことは妥当であると考えております。

以上の算定根拠により算出された本新株予約権の発行価格は、本新株予約権の諸条件、本新株予約権の発行決議に先立つ当社株式の株価の推移等を考慮して、時価相当であると判断しております。

また、本新株予約権の行使価額は、当該発行に係る取締役会決議日の直前取引日（平成28年11月18日）の株式会社東京証券取引所JASDAQ市場における当社普通株式の普通取引の終値と同値である427円と致しました。

当社取締役会において、本新株予約権の発行について、当社の業績動向、財務状況、株価動向を踏まえ、東京フィナンシャルによる算定方法及び算定根拠等に関し、既存株主に不利益が生じないかどうか、十分に討議、検討を行った結果、本新株予約権の発行価格及び行使価額は、適正かつ妥当な価額であり、有利発行には該当しないものと判断致しました。

なお、当社監査役3名（うち3名は社外監査役）で構成される監査役会は全員一致の意見として、東京フィナンシャルは、当社と取引関係になく当社経営陣から一定程度独立していると認められること、割当予定先からも独立した立場で評価を行っていること、本新株予約権の価額算定方法は市場慣行に従った一般的な方法であり、東京フィナンシャルは本新株予約権の評価額に影響を及ぼす可能性のある前提条件をその評価の基礎としていること、その算定過程及び前提条件に関して当社から提出されたデータや資料に基づいており、算定評価は合理的な

ものであると判断できることから、算定評価額は適正かつ妥当な価額と思われ、その公正価値評価額に基づいて払込金額を決定していることにより、本新株予約権の発行価格及び行使価額は有利発行には該当せず適法であるという判断を行っており、監査役3名は同様の旨の意見書を提出しております。

また、当社法律顧問である渥美坂井法律事務所・外国法共同事業に所属する早川真崇弁護士及び外山照久弁護士より、平成28年11月17日付にて、

- ① 会社法238条第3項第2号にいう「特に有利な金額」とは、公正な払込金額よりも低い価額による発行のことをいい、募集新株予約権の公正な払込金額とは、現在の株価、行使価額、行使期間、金利、株価変動率等の要素をもとにオプション評価理論に基づき算出された価額のことをいう。真実かつ正確な前提事実に基づき本件新株予約権の評価額として公正な価値（以下、「本件公正価値」という。）を算定しており、本件新株予約権が発行される時点においても当該前提事実は真実かつ正確なものであること、及び本件新株予約権の払込金額が本件公正価値を上回るものであることを前提条件にした場合、本件新株予約権の払込金額は、本件新株予約権の割当先となる者につき、上記「特に有利な金額」に該当するものではないこと、
- ② 「特に有利な金額」で新株予約権を発行する場合に、会社法第238条第3項第2号が取締役によって株主総会において募集をすることを必要とする理由を説明することを定め、また、同法第238条第2項及び第309条第2項第6号が特別決議によって募集事項を定めることを定めている趣旨は、株式の希釈化により既存株主に経済的損失が生じ得る点にあることを考慮すると、「特に有利な金額」とは、既存株主に経済的損失を生じさせるような金額であり、その権利の取得に公正な対価が支払われるか否かが重要であって、これに至った経緯や目的等が問題となるのではないと考えられる。このように考えると、新株予約権の行使条件が付されることで、本件新株予約権の公正な払込金額が低額になった場合は、本件新株予約権を割当先となる者には当該行使条件によって相応のリスクが生じているのであるから、本件新株予約権の割当先となる者が引き受けるリスクによって既存株主には利益が生じており、そのようなリスクを生じさせる本件新株予約権の公正な価格は、新株予約権に行使条件を付す目的によって変わるものではない。したがって、本件新株予約権に付された新株予約権の行使条件が払込金額を低額する目的で付されたものであるとしても、当該払込金額は、「特に有利な金額」に該当しないこと、

を理由に、本新株予約権の払込金額は有利発行には該当しない旨の意見書を受領しております。

## (2) 割当数量及び株式の希薄化の規模の合理性



本新株予約権の発行後、その権利行使によって増加する全ての株式の数量（募集株式の総数）は 896,000株（議決権数 8,960個）であり、本第三者割当前の当社の発行済株式 1,837,500株（議決権数 18,374個）に対して発行済株式数（総議決権数）の48.76%となります。

本第三者割当により25%以上の希薄化が生じることから、当社取締役会におきまして、本件について慎重な討議を行いました。その結果、「大規模な第三者割当の必要性」のとおり、当社グループの現状を改善するためには新たな資金調達を行うことが不可欠であること、資金調達に関して本新株予約権発行以外の代替手段が合理的に見出せないこと、また、本新株予約権の発行及び行使による調達資金の使途として、本新株予約権引受けの条件として提示された第1回新株予約権の取得を行うことで、本件ファイナンスを実現するとともに、不動産事業拡大による企業価値の向上を図り、また、長期借入金の返済により当社財務基盤の強化を図ることは、既存株主の利益に資するものであることから、本第三者割当による新株予約権の発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であるとの判断に至り、当社取締役会において本新株予約権の発行を決議致しました。

なお、本新株予約権の行使により発行される株式につき、割当予定先である森上氏の保有方針は純投資であり、長期保有の方針ではなく、株価の状況や市場での株式取引状況を鑑みながら市場にて売却していく方針とのことでありますが、当社株式の過去2年間（平成26年11月1日から平成28年10月31日）の1日当りの平均出来高は24,543株であり、直近6カ月間（平成28年5月1日から平成28年10月31日）の同出来高においても4,300株となっており、一定の流動性を有しております。一方、割当予定先である森上氏の本新株予約権が全て行使された場合の発行株式数360,000株を行使期間である2年間で行使売却とした場合の1日当たりの数量は750株となり、上記過去2年間の1日当りの出来高の3.06%となるため、株価に与える影響は限定的かつ消化可能なものと考えております。

また、本取締役会において、当社監査役の全員が当社の財務状況、株価の状況、本第三者割当による希薄化の影響、調達資金の額及び資金使途等について慎重に協議した結果、本第三者割当による発行数量及び株式の希薄化の規模について、合理的であり適正であるとの判断を行った旨の意見書の提出を行っております。

但し、本件の重要性及び第三者割当に係る企業行動規範上の遵守事項（株式会社東京証券取引所有価証券上場規程第432条）に鑑み、本第三者割当による新株予約権の発行については、株主の意思確認として平成28年12月15日開催の本臨時株主総会において承認を得ることを条件とすることと致しました。



#### 4. 大規模な第三者割当に関する事項

平成28年10月18日現在の当社の発行済株式総数1,837,500株に係る議決権の総数は18,374個であり、本第三者割当による新株予約権の発行に伴い増加する潜在株式数896,000株に係る議決権の総数は8,960個となることから、当社発行済株式総数に対して48.76%の割合となり、25%以上の希薄化が生じます。したがって、今回の第三者割当による新株予約権の発行は、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意 (23-6)」に規定される大規模な第三者割当に該当致します。

#### 5. 手取金の使途

##### (1) 新規発行による手取金の額

| 払込金額の総額 (円) | 発行諸費用の概算額 (円) | 差引手取概算額 (円) |
|-------------|---------------|-------------|
| 422,016,000 | 5,900,000     | 416,116,000 |

- (注) 1 払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額であります。
- 2 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
- 3 発行諸費用の概算額は、弁護士費用100万円、価額算定費用200万円、信用調査費用140万円、印刷費用150万円の合計額であります。
- 4 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額並びに発行諸費用の概算額は減少します。
- 5 なお、上記手取金は、実際の充当時期までは安全性の高い銀行預金にて別口座において普通預金にて管理致します。

##### (2) 手取金の使途

当社は、本新株予約権の発行及び行使による調達資金（以下、「本調達資金」といいます。）の使途として、当社不動産事業の強化を目的に、不動産事業の強化を目的に、不動産関連事業における人員の補強、事業資金の確保に加えて、第1回新株予約権の取得費用、及び長期借入金の返済原資に充当することにより、当社の収益基盤の再構築を図るとともに、財務基盤を安定させることを企図しております。

本調達資金の具体的な使途については以下の通りであります。本新株予約権の発行による手取金はまず第1回新株予約権取得のための費用に充当し、次にその

残額について不動産関連事業における採用費及び人件費に充当するものとします。

| 具体的な使途             | 金額     | 支出予定時期            |
|--------------------|--------|-------------------|
| ① 第1回新株予約権取得のための費用 | 16百万円  | 平成28年12月          |
| ② 不動産関連事業における採用費   | 15百万円  | 平成28年12月～平成30年11月 |
| ③ 不動産関連事業における人件費   | 201百万円 | 平成28年12月～平成31年11月 |
| ④ 不動産関連事業における事業資金  | 134百万円 | 平成28年12月～平成31年11月 |
| ⑤ 長期借入金の返済         | 50百万円  | 平成29年12月          |
| 資金使途合計額            | 416百万円 |                   |

#### ① 第1回新株予約権取得のための費用

当社は、平成27年9月25日付にて第1回新株予約権4,320個を発行し、森上和樹氏（以下、「森上氏」といいます。）に対して3,600個、株式会社クロスウォーク（代表取締役 木下恵次 大阪府大阪市中央区平野町二丁目2番8号、以下、「クロスウォーク」といいます。）に対して720個を割当てました。しかし、その後の当社株価が下落し、結果的に権利行使価格619円を上回ったのは平成27年12月30日のみに終わりました。こうした株価推移を背景に、クロスウォークによる360個の権利行使を除き、3,960個が未行使の状態で残存しております。現状においては更なる権利行使を期待できず、権利行使による資金調達が見込めない状況にあります。

今般当社は、不動産関連事業の強化等のために資金調達が必要になったことから、本新株予約権の発行に先立って森上氏及びクロスウォークに対して第1回新株予約権の行使について打診を行いました。森上氏及びクロスウォークは当社株価が行使価額を大きく下回っている状況での新株予約権の行使はできないが、当社が当社の現状の株価を基準に新たに新株予約権を発行する場合には、第1回新株予約権の当社による取得を条件に新株予約権の引受けと権利行使を行う用意がある旨回答を頂きました。

よって、当社は森上氏及びクロスウォークに対して、本新株予約権の引受けを条件に森上氏及びクロスウォークが保有する新株予約権を取得し、消却することと致しました。

また、当社は、第1回新株予約権の取得価額の決定に際して、上場企業の第三者割当増資における公正価格の算定実績の豊富な第三者評価機関である東京フィナンシャルに第1回新株予約権の取得時点における公正価値の算定を依頼し、平成28年11月18日に算定報告書を取得致しました。

東京フィナンシャルは、ストックオプション等に関する会計基準の適用指針でも参照されているモンテカルロ・シミュレーションによる算定方法を採用し、基準となる当社株価427円（平成28年11月18日の終値）、権利行使価額619円、ボラティリティ64.34%（平成26年12月～平成28年10月の月次株価を利用し年率換算して算出）、権利行使期間1年10カ月、リスクフリーレート-0.174%（平成30年9月20日償還の国債レート）、配当率0%、当社による取得条項、新株予約権行使に伴う希薄化、当社普通株式の流動性、当社のクレジット・コスト52.88%等を参考に、第1回新株予約権の現在価値を1個当たり3,993円とする算定評価を行ったことから、当社は割当先との協議を経て、第1回新株予約権の1個当たりの取得価額を3,950円とし、取得金額16百万円を平成28年12月に本調達資金より充当致します。

## ② 不動産関連事業における採用費

調達資金のうち、不動産関連事業における人員補強のための採用費として平成28年12月から平成30年11月までの期間において、合計15百万円の充当を行う予定であります。具体的には、現時点で代表者1名のみで業務を行っている体制から、平成29年度中に職員10名（仕入担当者4名、販売担当者4名、契約管理等担当者2名）の体制、平成30年度中に職員12名（仕入担当者4名、販売担当者5名、契約管理等担当者2名、物件管理担当者1名）の体制を構築することを企図しております。なお、本人材採用計画については、業務の性格上、時期が前後する可能性があります。

## ③ 不動産関連事業における人件費

調達資金のうち、不動産関連事業における人員補強のための人件費として平成28年12月から平成31年11月までの期間において、合計201百万円の充当を行う予定であります。

具体的には、不動産関連事業において平成29年度中に職員10名の体制、平成30年度中に職員12名の体制を構築すること、同事業における月間平均人件費概算値を平成29年度450万円、平成30年度600万円、平成31年度700万円と想定し上記充当額を算出致しました。

また、当社は上記人件費を充当することにより、今後2年間に年間50～60億円の売上を達成することを目標にしておりますが、現時点において具体的な収益の目途、及び達成時期が明確ではないことから、目標期間において予定人員の人件費を賄うために上記の充当を予定するものであります。

なお、人件費には、本新株予約権の割当先であり、かつ、12月15日開催予定の本臨時株主総会において当社取締役就任予定の上野氏への報酬も含んでおります。

#### ④ 不動産関連事業における事業資金

調達資金のうち、不動産関連事業における事業資金として平成28年12月から平成31年11月までの期間において、合計134百万円の充当を行う予定であります。

具体的には、当社子会社である株式会社シナジー・コンサルティング（以下、「シナジー・コンサルティング」といいます。）は不動産関連事業において上野氏を事業推進者として招聘し、高額所得者を対象とした資産運用手段の提供を目的とした国内の高利回り不動産物件（物件価格は30百万円～300百万円、平均100百万円、以下、「対象物件」といいます。）の取得、販売に注力致します。対象物件の仕入れに関しては、上野氏が有する弁護士、税理士等のネットワークに加えて、新規採用予定の仕入担当者により不動産業者等からの仕入れも行います。また、対象物件の販売に関しても、上野氏が有する高額所得者の顧客基盤に加えて、セミナー等の開催を通じ、新規採用予定の販売担当者による顧客開拓を行う予定であります。

当社グループの財務状況を勘案し、当面の事業モデルとして、対象物件の所有者とシナジー・コンサルティングの間で対象物件に関する売買契約を締結し、決済までの間に上記顧客に販売するという事業形態を想定しております。従って、原則としてシナジー・コンサルティングが対象物件の決済代金を調達する必要はありませんが、物件代金の約10%相当の手付代金の調達が必要となります。

したがって、現時点でのシナジー・コンサルティングの事業計画の目標である年間50～60億円の売上、平均対象物件単価100百万円、売買契約から決済までの期間2～3カ月を仮定して滞留する手付代金概算値を算出し、上記額の充当を行うものであります。

なお、本支出を伴う取引が成立した場合には、適時適切な開示をもって公表致します。

#### ⑤ 長期借入金の返済

当社は平成27年12月4日付「(変更)「資金の借入に関するお知らせ」の一部変更について」にて公表致しましたとおり、平成27年10月15日付で50百万円を運転資金として借入れております。金銭消費貸借契約に基づく本借入金の返済期限は平成30年9月30日ではありますが、借入利息の負担及び当社の財務体質の健全化を考慮して、本新株予約権の行使が順調に推移した場合には、平成29年12月頃を目途に期限前返済を行うことを企図しており、返済原資として調達手取額のうち50百万円を充当する予定であります。但し、当社の財務状況により上記返済予定期日は前後に変更となる可能性があります。

また、本新株予約権の行使による調達手取額については、本新株予約権の行使状況によって資金調達額や調達時期が決定されることから、支出予定時期までに行使が行われず、必要とされる金額の調達ができないことも想定されます。その場合には、各資金使途の規模及び支出予定時期の見直しを行う予定であり、その内容については適時開示致します。

## 6. 割当予定先の状況

森上和樹

### a. 割当予定先の概要

|       |                                |
|-------|--------------------------------|
| 氏名    | 森上和樹                           |
| 住所    | 愛知県名古屋市東区                      |
| 職業の内容 | 医療法人健真会（愛知県名古屋市中区錦三丁目5番4号） 理事長 |

### b. 提出者と割当予定先との間の関係

|            |                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 出資関係       | 該当事項はありません。                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 人事関係       | 該当事項はありません。                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 資金関係       | 該当事項はありません。                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 技術関係又は取引関係 | 森上氏が理事長を務める医療法人健真会を委託者、当社子会社の株式会社フクロウ（以下、「フクロウ」といいます。）を受託者とするSEOサービス（YahooやGoogle等を利用した検索結果で上位に表示されるよう工夫するサービス）に関する業務委託取引、及び森上氏が全株式を保有する株式会社エーネット（代表取締役西森義人 東京都新宿区西新宿七丁目3番1号、以下、「エーネット」といいます。）とフクロウとの間で平成27年9月7日付にて「業務提携基本契約」、平成27年12月28日付にて「開発業務委託契約」を締結し、当該契約に基づく取引を行っております。 |

上野真司

### a. 割当予定先の概要

|    |          |
|----|----------|
| 氏名 | 上野真司     |
| 住所 | 大阪府大阪市北区 |

|       |                                           |
|-------|-------------------------------------------|
| 職業の内容 | オスカートラスト株式会社（東京都港区西麻布一丁目10番14号）<br>代表取締役等 |
|-------|-------------------------------------------|

b. 提出者と割当予定先との間の関係

|            |                                                                                                    |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 出資関係       | 該当事項はありません。                                                                                        |
| 人事関係       | 該当事項はありません。                                                                                        |
| 資金関係       | 該当事項はありません。                                                                                        |
| 技術関係又は取引関係 | 平成28年11月16日付にて、上野氏が代表者を務めるオスカートラスト株式会社を売主、当社子会社のシナジー・コンサルティングを買主とする不動産売買契約を締結し、当該契約に基づく取引を行っております。 |

株式会社リアルエステート

a. 割当予定先の概要

|                |                               |
|----------------|-------------------------------|
| 名称             | 株式会社リアルエステート                  |
| 本店の所在地         | 大阪府大阪市中央区本町二丁目6番10号           |
| 代表者の役職及び氏名     | 代表取締役 内田哲                     |
| 事業の内容          | 宅地建物取引業に基づく宅地建物取引業、不動産の賃貸及び管理 |
| 資本金            | 50,000千円                      |
| 主たる出資者及びその出資比率 | 内田哲 100.0%                    |

b. 提出者と割当予定先との間の関係

|            |                                                                                                                             |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 出資関係       | 当該会社は当社普通株式を55,900株（本第三者割当による新株予約権行使前保有割合 3.04%）保有しております。                                                                   |
| 人事関係       | 該当事項はありません。                                                                                                                 |
| 資金関係       | 該当事項はありません。                                                                                                                 |
| 技術関係又は取引関係 | 当社子会社であるシナジー・コンサルティングと当該会社との間で、平成28年3月1日付にて「情報提供に関する覚書」、平成28年6月16日付にて「一般媒介契約（媒介契約の一種で、依頼者が複数の宅建業者に重複して依頼できる媒介契約）」を締結しております。 |

## 株式会社クロスウォーク

### a. 割当予定先の概要

|                |                                                                                                                  |
|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 名称             | 株式会社クロスウォーク                                                                                                      |
| 本店の所在地         | 大阪府大阪市中央区平野町二丁目2番8号                                                                                              |
| 代表者の役職及び氏名     | 代表取締役 木下恵次                                                                                                       |
| 事業の内容          | SEOサービス（YahooやGoogle等を利用した検索結果で上位に表示されるよう工夫するサービス）、リスティング広告（YahooやGoogle等を利用した検索結果に連動して表示される広告）運用代行サービス、ホームページ制作 |
| 資本金            | 9,000千円                                                                                                          |
| 主たる出資者及びその出資比率 | 木下恵次 100.0%                                                                                                      |

### b. 提出者と割当予定先との間の関係

|            |                                                                                        |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 出資関係       | 当該会社は当社普通株式を117,300株（本第三者割当による新株予約権行使前保有割合 6.38%）保有しております。                             |
| 人事関係       | 該当事項はありません。                                                                            |
| 資金関係       | 該当事項はありません。                                                                            |
| 技術関係又は取引関係 | 当社会社であるフクロウと当該会社との間で、平成27年9月7日付にて「業務提携基本契約書」、平成27年11月10日付にて「ポータルサイトシステム構築契約」を締結しております。 |

### c. 割当予定先の選定理由

当社は、本新株予約権の発行を決議するに先立ち、資金調達の可能性について銀行融資、公募増資、又は株主割当増資という選択肢を検討致しましたが、当社の経営環境、財務状況、及び金融・資本市場の状況を総合的に勘案し、本第三者割当の方法で実施することが最善であると判断致しました。

また、当社は本新株予約権を発行するにあたり、下記割当予定先を含む様々な業種業態の企業や個人と業務面、資本面での協業の可能性について検討、協議を行い、その結果、第1回新株予約権の引受人であって当該新株予約権の当社による取得を条件に本新株予約権を引受ける者2名、今回新たに本新株予約権を引受ける者2名以外の投資家が見つからなかったこ



とから、下記4名を今回の割当予定先として選定するに至りました。

- ① 割当予定先である森上和樹氏（以下、「森上氏」といいます。）は、当社が平成27年9月7日付にて公表致しました「第三者割当による第1回新株予約権発行並びに当社連結子会社と株式会社エーネット及び株式会社クロスワークとの業務提携基本契約の締結に関するお知らせ」の「Ⅱ 業務提携基本契約の締結 3. 業務提携先の概要」に記載のとおり、当社子会社のフクロウが業務提携基本契約を締結したエーネットの株主であり、当社が平成27年9月25日に発行した第1回新株予約権の割当先として、同予約権3,600個を割当て、第1回新株予約権の発行以降、当社株価が大きく下落したことにより現時点までの間、新株予約権の行使を行っておらず3,600個を保有しております。また、森上氏は、国内大手美容整形クリニックグループの一つである城本クリニックの経営母体である医療法人健真会（理事長 森上和樹 愛知県名古屋市中区錦三丁目5番4号）の代表を務めております。

森上氏は、第1回新株予約権の発行以降、当社株価が大きく下落したことにより現時点までの間、新株予約権の行使を行っておりません。今般当社は、不動産関連事業の強化等のために資金調達が必要になったことから、本新株予約権の発行に先立って森上氏に対して第1回新株予約権の行使について打診を行いました。森上氏は当社株価が行使価額を大きく下回っている状況での新株予約権の行使はできないが、当社が当社の現状の株価を基準に新たに新株予約権を発行する場合には、第1回新株予約権の当社による取得を条件に新株予約権の引受けと行使を行う用意がある旨回答を頂きました。

よって、当社は森上氏に対して、本新株予約権3,600個の引受けを条件に、当社が森上氏の保有する第1回新株予約権3,600個を取得することを依頼し、協議の上、応諾を頂くとともに、当社が今後強化を予定している不動産関連事業の将来性に賛同頂き、また、フクロウがエーネットとの業務提携により展開を行っている美容医療分野におけるウェブ広告事業についても、継続した協業関係を約して頂いたことから、本第三者割当の割当予定先として選定することと致しました。

- ② 割当予定先である上野氏は、自営にて不動産売買事業を行っており、当社代表取締役社長である吉井史彦（以下、「吉井」といいます。）とは、不動産取引事案に関してお互い情報交換を行う関係にありました。上野氏は不動産仕入れのための弁護士、税理士等のネットワークを有するこ

と、また不動産販売のための高額所得者の顧客基盤を有しており、その結果ここ数年、年間80～100億円の不動産仕入れ及び販売の実績があることから、今回当社が不動産事業の強化を図るために、本新株予約権の発行を行うにあたり、上野氏が本新株予約権3,000個を引受けるとともに、本臨時株主総会での承認を条件に当社取締役役に就任することについて吉井から提案を行い、協議の上、快諾を頂いたことから、本第三者割当の割当予定先として選定することと致しました。今後は、上野氏が有する不動産仕入れに関するネットワーク、不動産販売に関する顧客層等に対して、当社が不動産部門における人員を強化することにより深耕を図り、上野氏は、同部門における業務推進者として従事する予定であります。

加えて、上記当社不動産事業強化のために、吉井より上野氏に対して、本新株予約権の割当及び当社取締役就任に先駆けて、不動産事業における仕入及び販売案件の紹介依頼を行っていたところ、平成28年11月16日付「子会社による販売用不動産の取得及び売却に関するお知らせ」にて公表致しましたとおり、上野氏が代表取締役を務めるオスカートラスト株式会社を売主、当社子会社のシナジー・コンサルティングを買主とする不動産売買契約を締結し、当該契約に基づく取引を行っております。

なお、上野氏からは口頭にて、上野氏が現在オスカートラスト株式会社等で行っている不動産事業については、今後縮小することの報告を受けており、また、当社として、競業・利益相反の恐れのある取引については、当社法律顧問と相談の上、適宜、会社法上の手続きを実行致します。

- ③ 割当予定先である株式会社リアルエステート（代表取締役 内田哲 大阪府大阪市中央区本町二丁目6番10号、以下、「リアルエステート」といいます。）は、不動産売買業務、不動産賃貸業務、及び管理業務等の不動産事業を営む会社であり、平成26年8月29日付にて有限会社QCインベスターズより譲渡を受けたことにより当社株式55,900株を保有する株主であります。また、当社子会社であるシナジー・コンサルティングとの間で、平成28年3月1日に「情報提供に関する覚書」、平成28年6月16日に「一般媒介契約」を締結しており協業関係にあります。

今回当社が本新株予約権の発行を行うにあたり、シナジー・コンサルティングが関西地区における不動産仕入れ、販売について業務の拡大を図るために、リアルエステートとの業務上の連携を強化するとともに、本新株予約権2,000個を引受けることについて当社吉井から提案を行い、協議の上、応諾を頂いたことから、本第三者割当の割当予定先として選

定することと致しました。

- ④ 割当予定先である株式会社クロスウォーク（代表取締役 木下恵次 大阪府大阪市中央区平野町二丁目2番8号、以下、「クロスウォーク」といいます。）は、SEOサービス業務、リスティング広告運用業務、ウェブサイト制作業務等のウェブ関連事業を営む会社であり、当社株式117,300株を保有する株主であります。また、当社子会社であるフクロウとの間で、平成27年9月7日に「業務提携基本契約書」、平成27年11月10日に「ポータルサイトシステム構築契約」を締結しており協業関係にあります。加えて、当社が平成27年9月25日に発行した第1回新株予約権720個を引受け、現時点で360個を保有しております。

クロスウォークは、割当を受けた第1回新株予約権720個のうち360個の行使を行った後、当社株価が大きく下落したことによりその後の行使を行っておりません。今般当社は、不動産関連事業の強化等のために資金調達が必要になったことから、本新株予約権の発行に先立ってクロスウォークに対して第1回新株予約権の行使について打診を行いました。クロスウォークは当社株価が行使価額を大きく下回っている状況での新株予約権の行使はできないが、当社が当社の現状の株価を基準に新たに新株予約権を発行する場合には、第1回新株予約権の当社による取得を条件に新株予約権の引受けと行使を行う用意がある旨回答を頂きました。

よって、当社はクロスウォークに対して、本新株予約権360個の引受けを条件に、当社がクロスウォークの保有する第1回新株予約権360個を取得することを依頼し、協議の上、応諾を頂くとともに、当社が今後強化を予定している不動産関連事業の将来性に賛同頂き、また、フクロウがクロスウォークとの業務提携により展開を行っている美容医療分野におけるウェブ広告事業についても、継続した協業関係を約して頂いたことから、本第三者割当の割当予定先として選定することと致しました。

d. 割り当てようとする株式の数

新株予約権

|              |                             |
|--------------|-----------------------------|
| 森上和樹         | 3,600個（その目的となる株式の数360,000株） |
| 上野真司         | 3,000個（その目的となる株式の数300,000株） |
| 株式会社リアルエステート | 2,000個（その目的となる株式の数200,000株） |
| 株式会社クロスウォーク  | 360個（その目的となる株式の数 36,000株）   |

e. 株券等の保有方針

当社は、各割当予定先である森上氏については本新株予約権の取得はキャピタルゲインの獲得を目的としているため、ある水準のキャピタルゲインが得られる場合には本新株予約権の行使の上、取得した株式を市場にて売却すると説明を口頭で受けております。一方、上野氏、リアルエステート及びクロスウォークからは、当社の株価の状況、事業の進捗状況を踏まえつつ、当社の資金需要を勘案して本新株予約権の行使を行い、取得した当社株式を中長期的に保有する意向である旨の口頭での説明を受けております。

また、当社取締役役に就任予定である上野氏を除く割当予定先は当社の経営に関与する意思を有しておりません。

f. 払込みに要する資金等の状況

当社は、本第三者割当に必要な資金について割当予定先である森上氏、上野氏、リアルエステート及びクロスウォークより、投資する資金は自己資金により払込みを行う旨の説明を受けております。

また、払込資金の充分性に関しては、本新株予約権の取得価額並びに当該新株予約権の行使金額を上回る残高を有する本人名義の預金通帳の写しを受領することにより確認しており、割当予定先は払込みが十分に可能であるものと判断しております。

g. 割当予定先の実態

割当予定先である森上氏、クロスウォーク、及びクロスウォークの代表取締役である木下恵次氏（以下、「木下氏」といいます。）については、平成27年9月25日を割当日とする第1回新株予約権の割当先であったことから、第三者の信用調査機関である株式会社JPリサーチ&コンサルティング（代表取締役古野啓介 東京都港区虎ノ門3丁目7番12号 虎ノ門アネックス6階）に調査を依頼し、これらの者について反社会的勢力との関わりを示す情報などは掌握されていないため、反社会的勢力との関わりのあるものではないと判断される旨の報告書を平成27年8月11日付で受領致しております。その後現時点までに、森上氏については、職業、役職等の変更がないことを口頭にて確認しております。また、クロスウォークについては、職種、本店所在地、取締役、及び株主等の重要事項の変更がないことを法人登記簿謄本及び口頭にて確認しております。加えて木下氏についても、職業、役職等の変更がないことを口頭にて確認しております。さらに、反社会的勢力との関わりを持つに至った場合、役職や株主等に変化があるケースが通常で、そうした内容がインターネット上に流れるケースが

多いため、役職や株主等に変化がなく、インターネット検索でも反社会的勢力との関わりを連想させる事項がなければ、反社会的勢力との関わりがないことを示していると判断し、インターネット検索を行いました。第1回新株予約権の発行以来、割当先の状況に変化がないかどうかは常に注視しているところであります。

また、割当予定先である上野氏、リアルエステート、及びリアルエステートの代表取締役である内田哲氏（以下、「内田氏」といいます。）について、同じく第三者の信用調査機関である株式会社J Pリサーチ&コンサルティングに調査を依頼し、これらの者について反社会的勢力との関わりを示す情報などは掌握されていないため、反社会的勢力との関わりのあるものではないと判断される旨の報告書を平成28年9月14日付で受領致しております。

加えて、当社においてもインターネット検索サイトにおいて森上氏、クロスウォーク、木下氏、上野氏、リアルエステート、及び内田氏についてキーワード検索を行うことにより収集した情報の中から、反社会的勢力等を連想させる情報及びキーワードを絞込み、複合的に検索する手法で反社会的勢力と関わりを調査した結果、反社会的勢力と関わりを疑わせるものは検出されませんでした。

以上により、当社は割当予定先が反社会的勢力等には該当せず、また関係性を有しないと判断致しました。

なお、当社は割当予定先及び割当予定先の役員、主要株主が反社会的勢力との関係がないことを示す確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

## 7. 第三者割当後の大株主の状況

| 氏名又は名称      | 住所                | 所有株式数<br>(株) | 総議決権数に対する所有議決権数の割合 | 割当後の所有株式数<br>(株) | 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合 |
|-------------|-------------------|--------------|--------------------|------------------|------------------------|
| 株式会社STKシステム | 東京都墨田区東向島2丁目15番8号 | 422,800      | 23.01%             | 422,800          | 15.46%                 |
| 森上 和樹       | 愛知県名古屋市中区         | —            | —                  | 360,000          | 13.17%                 |
| 上野 真司       | 大阪府大阪市北区          | —            | —                  | 300,000          | 10.97%                 |

|              |                      |           |        |           |        |
|--------------|----------------------|-----------|--------|-----------|--------|
| 株式会社リアルエステート | 大阪府大阪市中央区博労町1丁目8番8号  | 55,900    | 3.04%  | 255,900   | 9.36%  |
| 株式会社クロスウォーク  | 大阪府大阪市中央区平野町2丁目2番8号  | 117,300   | 6.38%  | 153,300   | 5.60%  |
| 株式会社ISE      | 東京都中央区日本橋人形町1丁目10番3号 | 144,300   | 7.85%  | 144,300   | 5.27%  |
| 北日本地産株式会社    | 岩手県盛岡市月が丘1丁目5番2号     | 110,200   | 5.99%  | 110,200   | 4.03%  |
| 高木 宏         | 東京都大田区               | 90,000    | 4.89%  | 90,000    | 3.29%  |
| 森島 雅春        | 東京都葛飾区               | 79,000    | 4.29%  | 79,000    | 2.89%  |
| 三宅 繁         | 大阪府大阪市中央区            | 55,900    | 3.04%  | 55,900    | 2.04%  |
| 計            | —                    | 1,075,400 | 58.52% | 1,971,400 | 72.12% |

- (注) 1 平成28年10月18日現在の株主名簿を基準として記載をしております。
- 2 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成28年10月18日現在の総議決権数に、割当予定先に割当てる本新株予約権の目的である株式の総数896,000株を加えて算定しております。
- 3 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数点以下第3位を切り捨てて表示しております。

以 上

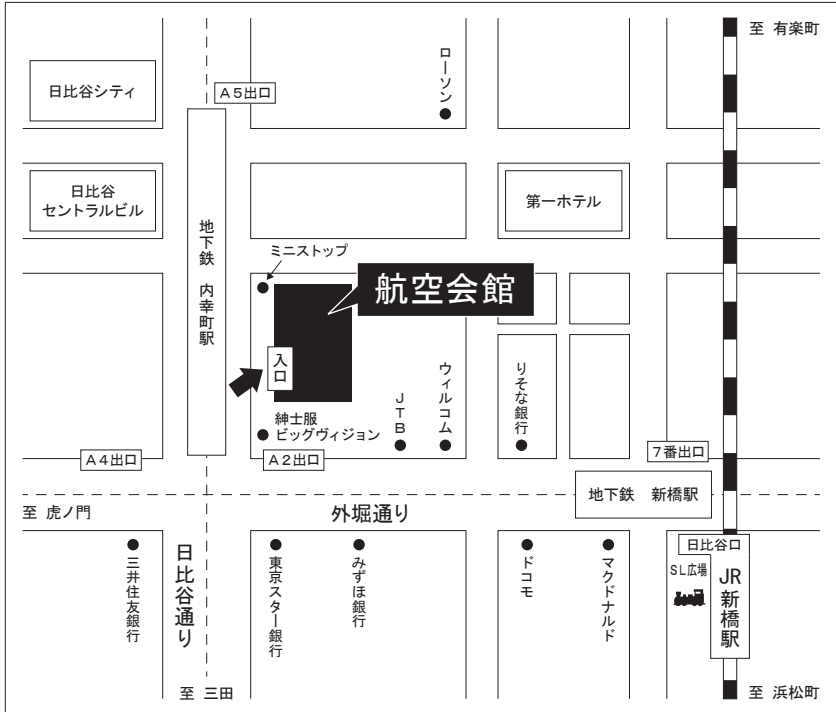






# 株主総会会場ご案内略図

会 場 東京都港区新橋一丁目18番1号  
航空会館 2階 204会議室



## 交通のご案内

J R線 新橋駅 日比谷口から徒歩6分

地下鉄銀座線／浅草線 新橋駅 7番出口から徒歩5分

地下鉄三田線 内幸町駅 A2／A4出口から徒歩1分

(お願い)

お車でのご来場はご遠慮願います。